



政治経済学についての一考察：  
加須屋論文の検討を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 亀畑, 義彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00002478">https://doi.org/10.32150/00002478</a>

# 「政治経済学についての一考察」

——加須屋論文の検討を中心として——

亀 畑 義 彦

序

第1章 「環境毒性学」についての検討

第2章 政治経済学の必要性

結びにかえて

序

本稿は、加須屋実著「環境毒性学」の書評である。

まず第1章では、社会科学の立場から公害を研究しようとする者にとって示唆に富んでいる加須屋論文を取り上げて検討し、第2章において、これをアダム・スミスとの関係で評者の問題意識を整理したものである。

第1章 「環境毒性学」についての検討

## I

「人間の使用する毒性物質が、除虫菊のような自然の産物であり、時差あるいは季節の変化と共に毒性を消失させていた時代には、その使用は大きな社会問題となることはなかった。1948年にノーベル生理学賞がDDTのポール・ミュラーに与えられ」<sup>1</sup>、それが一般の使用に供されたことをもってしても、人類の環境毒性についての関心は、ごく最近までは、きわめて薄いものであったといえることができよう。しかしながら、その後の産業技術の発展に応呼した各種の化学化合物の発達およびその利用が、かつてのような毒性の自然的無害化への変質を止めることによって、それらの反復した使用が、自然環境の中で、残留と濃縮という効果をもたらし、地球上のあらゆる生物に、判定のつきかねる障害を発生させることになった。この原因が究明される過程で、それは一方では四大公害裁判（熊本の水俣病、四日市ゼンソク、富山のイタイタイ病、新潟の阿賀野川第2水俣病）に代表されるような、単一の化学化合物による規模の大きいものと、他方では、我々の身のまわりに暗黙裡にしのびこんでくる複数の化学化合物による人体への汚染（複合汚染）であることがあきらかになってきた。すなわち公害問題の発生である。ところで、かかる公害問題について、単一あるいは2～3の化学化合物を中心としたアプローチを試みた公刊物はあっても、複合汚染についての中広い立場に立った、しかも医学的および化学的専門性を捨象することなく、かつ専門外の人達にもある程度理解可能であるばかりか、社会科学を学ぶ人達にとって多くの示唆を含んでいるという「研究」と「啓蒙」の両輪を満たしている公刊物はなかった。加須屋実氏による「環境毒性学——複合

汚染の恐慌——」(上・下)「日刊工業新聞社」は、かかる方向で書かれた意欲的労作である。本書は次の章から成っている。

- 第1章 パンドラの箱
- 第2章 水銀とその化合物
- 第3章 カドミウム
- 第4章 砒素
- 第5章 鉛
- 第6章 クロム
- 第7章 その他の金属, 類金属
- 第8章 石綿(アスベスト)
- 第9章 無機化合物

(以上・上巻)

- 第10章 有機溶剤
- 第11章 PCBと関連化合物
- 第12章 フタル酸エステル
- 第13章 その他の有機化合物
- 第14章 プロメテウスの火

(以上・下巻)

ところで、経済学専攻の評者には、各章の専門的検討を行うことは不可能である。その評者が、この書を取り上げた理由は、医学者としての著者が、みずからの研究の成果を、するどい社会科学者的洞察力で整理し、経済学の立場から公害をとらえようとする人達に、1つの大きな確信を与えたと考えたからである。従ってここでの評論は、あくまでも著者によって示されている社会科学的側面に限定することにする。

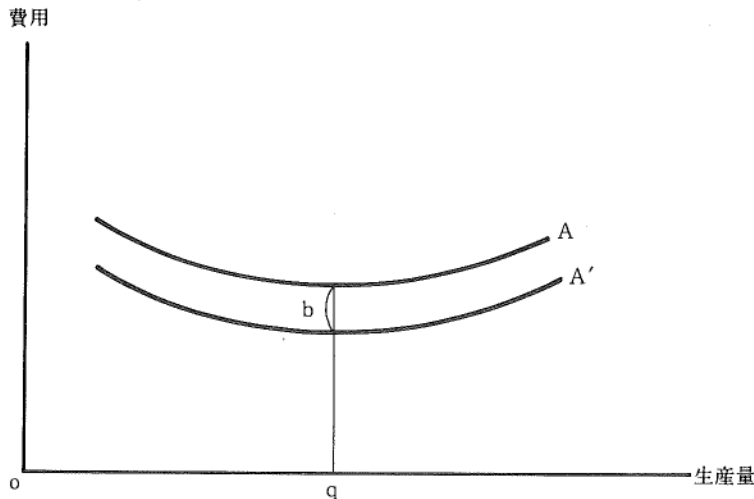
まず著者は、この書の冒頭で人類が火を発見して以来の輝かしい化学工業の発展史と、その二律背反として示される人体被害の発生の歴史を、史実をもって示し、労働衛生の分野での予防医学の体系が、まだきずき上げられないうちに、全地球的規模での環境毒性の問題が、複雑な社会構造の中で発生してしまったことを指摘し、今後とも、とどまることを知らないであろう科学技術の発展の中では、これらの問題の解決は、諸科学の総合と真の予防医学とに求めなければならないことを主張する。かかる問題意識のもとに著者は、これまで取り扱ってきた毒性研究を労働災害の具体的、社会的物件と対応させながら考察を進め、そこでは、ほとんどの章ごとに「代表的公害発生の事例」、「それをもたらす化学物質の用途・発生源」、「毒性」および「行政的対策」という詳細かつ配慮の行き届いた構成がとられ、読者に対して環境毒性についての著者の問題意識が、明快に理解可能となっている。

それでは以下において著者の論点のうちの社会科学的側面のみを検討することにしよう。

## II

各章において著者は、詳細な事例をもとに、変質しない毒性化学化合物が、労働環境を通して直接的に人体に集積・残留あるいはまず生物又は農産物に集積し、それらを媒介として人体に残留し沈澱する過程を示し、なぜかかる状況が生まれたのかということ、著者自身の濃度による実験結

果から問題にする。評者流にこれを意識すると、著者の実験は、濃度規制に対する批判と考えてよいであろう。すなわち毒性処理規準として濃度規制が採用される限り、企業は有害物質の回収よりも、水あるいは大気でうすめた低濃度の毒性を、長時間にわたって河川又は大気に放出することにより毒性物質処理施設を極小にすることが可能となる。各企業がかかる行動に出たとすると、下流に、あるいは風下に生存するあらゆる生物又はそれらの生物を食用に供している人間は、単一又は複数の毒性によってその生存をむしばまれることになる。すなわち濃度規制という公害対策は公害対策にならないに等しいということを意味する。例えば、消費者ないしは業者が、塩化ビニールをただ同然で使用出来るとしても、それを作る過程で出される毒性（この場合有機水銀）の恐慌は大きく、かつこの毒性を回収しようとしても低濃度で拡散された毒性の完全回収は不可能であり、それにもかかわらずそのための税支出は莫大になる。それではなぜ日本の企業は発生した毒性物質の発生源での回収ではなく、濃度規制をとるのであるのか。この問題に対して著者は、「猫が毒性によって狂死した時、猫の発症が研究開始のきっかけにならなかったという人間モルモット観の思想に日本が広く汚染されているという事情があった」からだという。換言すればこのことは、日本では人が死なない限り、否、死んでもなお公害とはいわないということを意味し、この環境毒性をもたらす対象は、基幹産業といわれるものにきわめて多いということである。従って日本の公害のほとんどは、資本主義の社会的災害と見なしてよい。このようなことが発生する現実には経済法則に誤りがあった結果なのであるか。このことを考えるために、若干著者の論述からはなれて、経済法則を引用してみることにしよう。



第1図 平均費用

経済学で内部経済、内部不経済および外部経済、外部不経済という定義がある。内部経済というのは、企業努力による生産費の低下（第1図の0q）であり、内部不経済とはq点右方の最適点を越えた費用逦増部分である。これに対し外部経済とは、例えば新幹線の駅がある商店の前に出来、その商店の企業努力がないにもかかわらず利潤が増大するような場合であり、外部不経済とは、これとは逆に商店の前にあった駅が何らかの事情で取りはらわれたために、その商店が企業努力をおこなったわけではないにもかかわらずその商店の利潤が低下したような場合である。これらはすべて自由競争が仮定されている。自由競争とは消費者にあっては生産者の生産する商品に対する知識

を完全に持ち、自らの効用を極大にするように生産物を需要し、これに対し生産者達は、価格協定、生産制限その他の不正をいっさいすることなく、公正な競争による生産行動を行い、需要者との関係で価格と生産量が決定されるというものである。従って経済学では、社会的公正と内部経済とのかわりとかから毒性の場合には、それを発生させる企業はその防止設備がはじめから設置されるというようなことが前提とされた上で、さまざまな経済法則がきずきあげられる。この場合には、公害物質の発生源防止である。もしこの法則を或る企業がやぶるならば、その企業は毒性防止設備をそなえなくてよい分だけ(例えばそれを第1図のbとすると)平均費用がAからA'に低下することになる。換言すれば公害物質をたれ流して公害製品を低価格で販売することが可能となり、公正な競争は排除される。日本では、かかる企業行為がこれまで一般的であり、公害物質は外部不経済効果であるから、企業はこの費用を負担しなくてもよいと考えられてきた。しかし経済法則では、毒性物質の発生は、今述べたように本来、内部経済効果の結果もたらされるものであり、発生源負担がなされなければならない性質のものである。アメリカでは、これは明確に内部経済行為の結果発生するものと考えられ、この考えに違反した場合には、法律にそくして企業および重役は二度と立ち直れないだけの罰金と実刑がかせられる場合も多い。従って公害企業が発覚しそうな時、企業はその否定に秘術をつくす。これに対して豊かな大国にかこまれ、かつ資源の稀少な小さな島国の日本は生きる道を、公正な競争よりも国策による一定方向に統一された行動を周知の事実として受け入れてきたと言ってよい。

### III

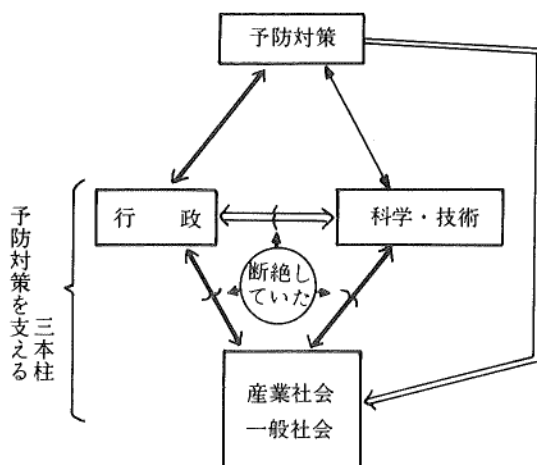
もし日本で経済法則が守られていたならば、著者の言葉を借りるならば、「毒物によって不可避免的な障害を受け、そして死んでいった人は労働者であり、農民であり、漁民であった。そしてしばしば老人と子供だった。」という現実には、多くの場合さけられたことであろう。すなわち著者のいう「人間モルモット観」は、かかる日本的経営方式から生まれてきたことになろう。

著者の人体毒性の研究は、主として試験管内実験によっておこなわれた。このことに対する一部の研究者からの批判は、「ガラスのなかで培養した結果が、どうして人間の問題に拡張出来るのか」ということであつたという。これに対する著者の意図は「ガラスの中で行った実験結果を、どうしたら人間の問題に拡張し、あてはめることが出来るか、なんとしても拡張したい、あてはめたい」ということであつた。その理由は、「一人の犠牲者も出さずに、ある化合物の毒性を予測し、予防対策をたてるためには、動物実験で相当のところまで結論を出さねばならない」という点にあつた。すなわち予防対策の重視であり、著者は「予防こそ真の医術であつて、発症してからそれを治療するのは、本来医学のごく一部でなければならない。医学は進歩したといわれるが、それは限られた分野の話しで、少なくとも化学物質による中毒に対する治療は、医学には、大きな限界がある」と考える。そしてかかる観点から著者は次のような指摘を行っている。

「環境汚染物質の予防対策が進められる際の構造を第2図のように示そう。行政、科学、技術そして産業を含む社会、この三本の柱の間で相互に働きかけが行われるそこから予防対策の必要性がくみ上げられ、方法が確立され、行政をとおして実現されていく。科学・技術はその際の武器になるわけである。この3本柱のあいだの相互作用もあたりまえのように思われるかも知れないが、じつはこれが断絶していたのだ」と。

このことの意味を評者なりに整理してみよう。

人類の歴史の中で、社会科学や政治に比して科学技術の発展が常に先んじており、社会科学や政治は、絶えず科学技術をおいかけてきたということができよう。しかも最近の科学技術の発展は、



第2図 予防策の構造  
加須屋実「環境毒性学」250頁

かつてのように産業革命が資本主義経済の最初の大きな波を、次いで、鉄道が第2の波を、そして電気・自動車および化学の革新が第三の波をもたらしたというようなものではなく、大学等の自由研究およびノウ・ハウという型の中で、ある程度継続的な経済成長が実現されている。この過程で研究者達は、各々この最も興味深いところあるいは営業動機との接点を追求し、そしてそれが研究者の良心あるいは真理の探究とされ、その研究のアウト・プットをどう使うかということについては関与せず、それは社会のメカニズムや社会科学者の責任であると考えてはこなかったであろうか。その結果、精密化する科学技術をメルクマールとして行動する社会科学者が、社会全体のメカニズムの変化に追いつけない競争をくりかえしてきたと考えてよい。それ故、何か新しい事態が発生した時、法的な即時の対応が不可能になる。このように考えるならば、これからの科学技術の研究者又は企業は、自らの興味又は利益のみで研究を続ける場合においても、その結果にまで責任を持つことが研究者および企業の良心とされなければならないのではなからうか。著書が「試験管内実験」を強調する理由の1つにこのことを求めるのは評者の独断にすぎるであろうか。ここで著者はさらに、かかる実験は、現実には「カドミニウムの標的臓器は「腎臓だから」とか「食塩でさえ発がん作用を示す」と言って「環境汚染物質の毒性評価をゆがめよう。汚染物質の免罪符にしよう」とする「発想」が少なからずあることを指摘する。

以上のことから、著者は、かかる研究者や企業の良心を、「多彩な研究」と「複合汚染の規制値」とに求めようとする。具体的には、著者は次のように述べている。

「短期的に変わる目先の社会的需要にだけ応じていたのでは、長期的にみて、結局、社会が科学に望んでいる期待にこたえられないということも起こる。一見、象牙の塔にこもったような、あくまでも真理をめざす研究もなければならない。生態学においては、多様化が大切だと言われるが、研究においても同じだ。たとえ、ある化学化合物の「使用が完全に禁止され、もう人々がそれに接触するようなことがなくても、一度人類が遭遇した有害物の経験から徹底的に教訓を引き出しておかなければならない。そうすることによって、いつの日か、化合物の構造、物理化学的性質と毒性の関係も明らかになって、予防対策もぐんと楽になる」。また「各種の規制値は政治的産物だともい

えるし、産業界の意向が反映されているともいえる」と、このことから著者は、産業医学会によって勧告されている次の式をとりあえず適用することがよいとする。

$$1 < \frac{C_1}{T_1} + \frac{C_2}{T_2} + \dots, \frac{C_i}{T_i}$$

ここで  $C_i$  = 各成分の実際に測定した濃度、 $T_i$  = 各成分の許容濃度であり、実測値を許容濃度で割った時、1 を超えると、許可濃度をこえることになるので不合格とする。この式は有害物質の毒性が相加的に作用することから仮定されている。

#### IV

公害全般について取り扱った書物のほとんどは、社会学者の筆になるものが多かった。また公害問題にたちむかう人達も、素人である地域住民が主体であり、加えて予防医学が未発達のために工場誘致の段階で地方自治体も住民も、その発生を予測出来かねる場合が多い。従って、公害発生に対して、研究機関が原因究明に動いたとしても、企業側の強力な反対にあうことがほとんどである。このことについて伊藤光晴氏は「現代の資本主義」の中で次のように述べている。

「利益集団の外にいた熊本大学医学部の人々は、原因究明のために真剣に動いた。……、水俣の医師会の副会長が熊本大学医学部の調査を声を荒げて抑えた。その人間が会社の応援で市長に当選した……。」と。

もし法的規準と予防医学とが発達していたならば、かかる事態の多くは避けることが可能であったであろう。これを著者の考えと結びつけるならば、「関係領域の成果を吸収しつつ環境毒性という科学の新しい総合化の体系の必要性」の提示にあらう。この総合化を著者は医学および自然科学との総合化のみでなく、社会科学もこれに含めていることを著書からよみとることができる。そこでは、著者は法医学を例にあげ、「法医学の中で中毒は大切な位置を占めているが、あくまでも他殺、自殺、時には事故との関係においてである」として、社会科学の現状へのひかえめな不満を述べている。この考え方は、法学と経済学との関係をもっと結びつけ発展させる努力をしなければならないのではないかという考え方に通じる。すなわち医学および他の自然科学と社会科学とが別個に独立していることが、かかる問題をとらえきれないという面があるのではないだろうか。評者は、先に経済学の立場から公害の問題を、公正という面からみた。しかし経済学の役割はそこまでであり、それを強制的に実行にふみきらせる力はなく、それが可能となるのは、法との結びつきにおいてである。では各人の生存権をはじめとするさまざまな公正の権利を守るための法律上の基準は、何によってきめられなければならないのであろうか。著者の言葉を借りればこれは「具体的事例あるいは試験管の中の実験結果に基づいた現実生活への予測可能性が前提とされなければならない」ことになる。すなわち医学および自然科学の結論が、法と経済との論理の完全性をきする上で重要になってくるのである。アダム・スミスの時代はすぎ、個別的研究者又は実務家は、きわめてせまく、かつ奥深い分野にかかわることを要請される現代においてこそ諸科学総合化は一層必要であらう。医学および自然科学の成果を参考にしながら、社会科学の面でも総合化の考え方を進めることが出来るならば、経済学でいう社会的公正を基準にした法律学の新展開が可能となり、その結果発生したかも知れない事態を未然にふせぎ、あるいは発生したとしてもただちに対応策をとることが可能とならう。

ここでは著書「環境毒性学」の書評を行ったが、この「わく」を取りはずすと、社会的公正という面から見れば、医療における薬品の許可基準も、人間モルモットという意味では、まったく公害と同じ性質を持ち、このことはさらに、現在の関業医制度と健保制度のもとで、採算可能な病人のみ

が医師にとっての必需品であり、非採算の予防医療が無視されているという状況に続いており、新しい社会的公正の基準に立った医療制度の改革の問題等とも結びついてくる。

本書は、諸科学の著しい発展と、その結果、諸科学のすれちがいが引き起こされている問題を我々に提示することにおいて、医学と自然科学のみならず、社会科学をも含めた接点の必要性を医学者の立場から、代表的事例と自らの試験結果とを基にして我々に教示しているという意味において社会科学者が書くこの種の書物とは異なった説得力を持っていることを述べて、本書を読んだ感想の結びにかえよう（加須屋実氏は、富山医科・薬科大学公衆衛生学教室主任教授、医学博士）。

次に、この中で示してきた問題意識を、政治経済学の必要性という立場から、アダム・スミスの市民社会の概念を出発点として述べてみよう。

註

- 1 伊東光晴 「現代の資本主義」 筑摩書房 1971 171頁

## 第2章 政治経済学の必要性

第1章の最後において評者は、経済学と法（又は政治）との結びつきを強調した。経済学の立場からのこのことへの言及は、最近の経済学が他の諸科学から分離して、数学的精密化を追求するような印象を与えている現代においては、目新しい主張のように思われるが、19世紀末において、すでにスミスが、「グラスゴウ大学講義」中の、市民社会という概念を中心として、法と経済との結びつきの必要性を論じている（これはスミス自身の出版物ではなく、スミスの講義を受講した学生の講義ノートがスミスの没後、キャンナンによって再生され、出版されたものである）。そこにおけるスミスの論述を要約すると次のようになる<sup>1</sup>。

まず彼は狩猟時代のその日ぐらしから牧畜による富の増大と工業や商業の発展による富の増大という経済的要因の発生と拡大こそが政治の形を変えていくのであって、それはすべて功利から出発しているとする。ここで彼が目標としているのは、封建制度から功利による自由な制度への転換であり、この自由な制度の社会を市民社会、それへの転換を市民社会化と彼は考えたようである。

社会が権威の社会から功利の社会に進むためには、換言すれば、古い制度から新しい制度（市民社会）に進むためには、経済と政治が主要な柱であり、功利が達成されるためには個人々の自由な行動が必要であって、自由な行動が人々の幸福を導く。人々の幸福の多くは富の増大により達成され、これは工業や商業の自由な発展に基礎をおく。この自由を保障するためには、より強力な政治権力が必要であるとする。すなわちスミスのいう市民社会というのは、自由な経済と、より強い政治との結合の社会であり、より強い政治権力のもとで個人が不正のない公正な経済行動を営める社会である。古い社会（制度）をうちやぶって、この新しい社会に向うことが市民社会化であり、歴史は、紆余曲折のあとで、この2つが一致するように働いているものとスミスは考えるのである。そして何よりも重要なことは、スミスの論述においては、常に所有権の発生とか富の拡大と不平等とかいった経済問題がまず最初にあって、しかるのちそれらの富や経済的公正ないしは競争をいかにして保障するのか、という問題から政治ないしは法が発生してくる。

スミスにあっては、市民社会は、重商主義のように商人が製造業を規定する社会ではなく、商業と製造業が各々自由に行動する社会であり、かかる自由な経済行動が行われるために法又は政治を必要とする。従って市民社会には経済と法および政治が必要なのであり、市民社会化とは封建的な、あるいは排他的特権をうちやぶって自由な経済と、それを保証する権威ある法又は政治を主体とし



た社会への変換を意味している。次いで彼の「道徳感情論」<sup>(2)</sup>において、効利（道徳感情論では、効用と訳されている）こそが生活必需品を引き出すものとする。すなわちスミスは、かかる効用が公共の福祉を促進する傾向を持ち、そのための諸制度が重要であり、その意味において、政治の研究ほど公共精神を促進する傾向が多いものはないと考えるのである。

すなわち、近代経済学流にスミスの言葉を言い直すならば、公正を保証する制度に守られた価格をメルクマールとした自由な市場経済の実現である。かかるスミスの理想は、自由市場から寡占市場へと変質し、かつ独占禁止法の弱体化が公正な競争と市民への安全保証を著しく制約している場合には適応しない。

加えて、近代経済学に関していえば、これは価格分析を基礎とした均衡理論として成立し、それを基礎として経済の循環とか成長という問題を論じることが長い間、主たる目的とされ、この理論は一層精密化されている。しかし他方では社会経済の現実には、新しい諸問題を発生させている。ここで取り上げた公害問題もその1つである。かかる方向でも又、経済理論の新しい発展が希望される場所である。すでに述べたように経済学は社会的公正の意味およびその下での資源配分の問題等といったものの客観的な基準を与えるものであり、それを現実の企業ないしは市場に強制する力はない。その意味から、経済学は、強制力をもつ法との結びつきを考えていかなければならない。現代は、アダム・スミスの考えた市民社会の意味をもう一度問い直してみる必要がある。

#### 結びにかせて

医学者による論文を社会科学者が取り上げて検討をし、社会科学的立場からの問題究明の出発点にするということは、これまでも、何度かおこなわれてきたことである。社会の現象が次々と変化していき、経済学が「あとおい」的に乖離している現象が今ほど大きい時代は過去においてなかったことであろう。本稿は、かかる問題意識のもとに、いくつかの科学の協働作業の重要性を、経済学の立場から要請することによって、これから公害問題を考えてくための出発点としたものである。

#### 註

- 1 Lectures on Justice Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, reported by a student in 1763 and edited with an Introduction and Notes by Edwin Cannan Oxford at the Clarendon Press, 1896. 高島善哉, 水田洋訳「グラスゴウ大学講義」昭和22年 日本評論社
- 2 Adam Smith The Theory of Moral Sentiments 1759-1781 水田洋訳「道徳感情論」1973, 筑摩書房  
(本学助教授・旭川分校)